【規程番号　行法Ⅸ－001】

# 行吉学園個人研究費規程

**第１条**　行吉学園専任教員の個人研究費の支給に関する事項は、この規程の定めるところによる。

**第２条**　個人研究費は、次の号に掲げる目的に使用するものとする。

（1）研究に必要な図書、雑誌、資料等の購入費用

（2）研究に必要な機器備品、消耗品等の購入費用

（3）所属学会年会費及び学会参加費等の費用

但し、所属学会年会費は５学会を限度とする

（4）その他、研究活動に必要な費用

**第３条**　個人研究費の年間支給限度額は次のとおりとする。

（1）教授・准教授・助教・講師　　200,000 円

（2）研究助手　　100,000 円

（3）認定助手　　70,000 円

２　文部科学省及び日本学術振興会が取扱う科学研究費補助金並びに財団法人等の民間助成団体が公募する研究助成金（以下「科研費等」という。）の交付を受けた専任教員に対しては、年間 200,000 円を限度として当該教員に直接交付される科研費等の 10%相当額を支給することができる。

支給を受けた者は、当該研究に係る実績報告書を所属長に提出しなければならない。

３　前項の規定は、助手に適用し、第２条及び第４条から第８条の規定を適用する。

**第４条**　個人研究費の支給については、所定の支出申請書により所属長の承認を得たのち、担当課において行う。

**第５条**　個人研究費により購入した図書、機器備品等は本学園に帰属する。

但し、専任教員として在職中は、各自がこれを管理し専用することができる。

**第６条**　個人研究費に私費を加算して図書、機器備品等を購入することはできない。

**第７条**　個人研究費は、他から流用を受け若しくは他へ流用してはならない。

**第８条**　個人研究費の年度末における支給限度残額は、翌年度に繰り越すことはできない。ただし、第３条第２項の増額支給される個人研究費は、当該年度末の残高千円未満を切り捨ての上、助成期間を限度として繰り越すことができる。

**第９条**　中途採用者、休職者、育児休業、産前産後休暇及び介護休業の取得者、海外留学規程及び国内留学規程が適用される者等の個人研究費はその期間に応じて減ずるものとする。ただし、第３条第２項で支給される個人研究費については減じないものとする。

**第10条**　この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

**附　則**

この規程は、平成 10 年４月１日より施行する。

**附　則**

神戸女子大学研究費規程、神戸女子短期大学研究費規程及び神戸女子大学瀬戸短期大学研究費規程は廃止する。

**附　則**

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。

**附　則**

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。

**附　則**

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

**附　則**

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

**附　則**

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

**附　則**

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。